

工事及び測量・設計等の最低制限価格制度改正について

令和4年12月28日改正
世田谷区財務部経理課契約係

1 工事及び測量・設計等の最低制限価格の算定方法

改正点 (変更箇所は下線部)

工事及び測量・設計等の最低制限価格の範囲
工事及び地質調査の最低制限価格の算定方法

【改正後】

次の方法により案件ごとに予定価格の 100分の75 から 100分の92 までの範囲で定めます。

(1) 工事

予定価格の内訳に基づき、[1]～[4]まで合計額に10分の9から10分の10までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて算出します。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を算定した金額に合算します。

[1]直接工事費の10分の9.7

[2]共通仮設費の10分の9

[3]現場管理費の10分の9

[4]一般管理費等の 10分の6.8

【注】 公共建築工事積算基準における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、建築工事（建築設備工事を含む。）においては、直接工事費の額は直接工事費（積算基準）から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は現場管理費の額に現場管理費相当額を加えた額とします。ただし、直接工事費（積算基準）を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の1（昇降設備工事にあつては10分の2）を乗じた額を現場管理費相当額とします。

(2) 測量・設計等

予定価格の内訳に基づき、[1]～[4]までの額を合計して算出します。

業務区分	[1]	[2]	[3]	[4]
建築設計 設備設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 10分の6	諸経費の 10分の6
土木設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 10分の9	一般管理費の 10分の4.8
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 10分の4.8	—
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額 の 10分の9	解析等調査業務 費の10分の8	諸経費の <u>10分の4.8</u>

2 入札における取扱い

最低制限価格を下回る額の入札者は落札者とならず、また、落札者がいない場合に行う再度入札には参加できません。

3 備考

- (1) 契約案件ごとの制度適用の有無については、入札案件の公表又は指名通知の際に、入札説明書等に明示します。
- (2) 案件ごとに設定した最低制限価格は非公表とします。
- (3) 本規定は、令和5年4月1日以後に契約を締結する案件について適用します。